

朝霞市ブロック塀等撤去費補助金交付制度に関する Q&A

申請・手続き

Q 申請書はどこで配布しているのか。

A 市役所（本町1-1-1）5階58番開発建築課窓口で配布しております。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

Q 代理人による申請はできるのか。

A 書類の提出等は施工業者など代理の方でも可能ですが、委任状が必要となります。
（参考様式参照）

Q 補助の可否決定はどのように判別するのか。

A 職員が後日、現場を調査し判断します。現場の状況により、補助対象外となることもありますのでご了承ください。

Q 補助の審査決定はどのくらいかかるのか。

A 現地調査・書類審査で7日～10日間程度を想定しております。さらに期間が延長となる場合はご連絡いたします。

Q 敷地内に複数のブロック塀等がある場合、各々に申請できるのか。

A 同一敷地内の対象工事につき一回限りとなります。

補助要件

Q ブロック塀等が面する道路は、私道でも良いのか。

A 位置指定道路など法令で定める私道は補助対象となります。
それ以外の私道でも補助対象となる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

Q ブロック塀等が道路に面していない部分と一体で工事する場合どうなるのか。

A 道路に面する部分のみが補助対象となります。
一体で工事を行う場合、提出する見積書の写しは補助対象となるブロック塀等の撤去費の金額がわかるようにして提出してください。

Q 隣地との間の塀が危険な状態だが補助対象となるのか。

A 道路に面していないため補助対象になりません。

Q ブロック塀等を撤去した後にフェンス等を設置する費用は、補助対象となるのか。

A ブロック塀等を撤去する費用のみ補助対象となるため、設置にかかる費用は補助対象になりません。

生け垣や緑化フェンスを設置する場合は、朝霞市生け垣等設置奨励補助金制度がありますので、詳しくはみどり公園課にご相談ください。

Q ブロック塀等の高さが低くても補助対象となるのか。

A 補助対象となるブロック塀等の高さは道路等からブロック塀等の上端部が1 m（ブロック塀5段程度）以上を補助対象としています。

道路形態等により高さが一定でない場合など、ご不明な点がありましたらご相談ください。

Q 駐車場など建物のない敷地のブロック塀等も補助対象となるのか。

A 補助対象となります。

Q 一部フェンスがある場合も補助対象となるのか。

A 補助対象となる場合がありますので、状況のわかる写真などを持参のうえご相談ください。

Q ブロック塀等の部分撤去も補助対象となるのか。

A 撤去後のブロック塀等の高さを1 m未満にする場合は、補助対象となります。詳しくは事前にご相談ください。

Q ブロック塀と建物を所有しているが、土地の名義が異なる場合は補助対象となるのか。

A 補助対象となります。

Q 法人がブロック塀等を所有している場合、補助対象となるのか。

A 補助対象となります。

Q 工事を依頼する業者について、市内業者に限るなどの制限はあるのか。

A 工事業者は、市内・市外どちらでも補助対象としています。

そ の 他

Q ブロック塀等の診断（点検）は市で行っているのか。

A 市では行っておりません。

ブロック塀の点検のチェックポイントがありますのでご利用ください。ご自身で点検が難しい場合は、ブロック塀診断士による診断をする方法がありますので、必要な場合は、有資格者の連絡先をお知らせしますのでお問い合わせください。なお、調査費等の有無や金額については、個別にブロック塀診断士にご相談ください。

Q 現場調査の時は立ち会わなければならないのか。

A 立ち合いの必要はございません。ただし、現場調査時に市の職員が敷地に立ち入ることや写真撮影をすることがありますのでご了承ください。